を生じたときは、これを１人とする。）を合計した数を記載すること。

(1)　所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合

(2)　事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

(3)　所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合